

## 日本消化器病学会東北支部 学術奨励賞要項

### (目的)

1. 日本消化器病学会東北支部（以下「本支部」という。）は、東北地区における若手研究者・臨床医の育成を目的として、学術奨励賞（以下「本賞」という）を設ける。

### (応募資格)

2. (1) 本支部の会員であること。  
(2) 本支部例会において研究成果（症例報告を含む）を発表した時点で40歳未満の筆頭演者であること。  
(3) 本支部例会発表後に学術雑誌に掲載または受理された論文の筆頭著者であること。  
(4) 対象論文の詳細については、附則に定める。  
(5) 既受賞者は、3年間は再応募を認めない。

### (応募方法)

3. 応募者は所定の学術奨励賞申請書を本支部HPよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、以下の資料を添えて東北支部事務局に郵送する。
  - (1) 医師免許証のコピー 1部
  - (2) 論文の別冊（またはコピー）11部
  - (3) 支部例会発表抄録部のコピー 11部

### (選考方法)

4. 選考委員会を開催し本賞受賞者を決定する。

### (選考委員会の構成)

5. 次に掲げる委員をもって組織する。本支部長以外の選考委員の任期は2年とし、重任は連続3期（6年）までとする。但し、申請者と関連のある委員および本支部長は審査には加わらないものとする。
  - (1) 各県本支部幹事より推薦されたもの 2人（非公表）
  - (2) 本支部長 1人 計13人

### (受賞)

6. この賞の表彰は東北支部例会評議員会にて行うものとする。
  - (1) 受賞者数 : 最大5名（原著論文および症例報告）
  - (2) 表彰内容 : 賞状と副賞
  - (3) 表彰時期 : 2月の本支部例会で表彰する。

### (要項の改正)

7. この要項の改正は、本支部幹事会の議を経て行う。

### (雑則)

8. この要項に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項（附則）は、本支部幹事会が別に定

める。

9. 本要項は平成 24 年 7 月 13 日より施行する。

## 附則

1. 応募期間

応募締切は、毎年 11 月末日(必着)とする。

2. 対象論文

学術奨励賞の対象となる論文は、募集年の前々年の 7 月以降の東北支部例会でその要旨が発表されたもので(例：平成 25 年度の募集(平成 25 年 11 月締切)は、平成 23 年 7 月例会以降の発表)、以下の学術誌に掲載(オンライン含む)または受理された原著論文および症例報告とする。

日本消化器病学会奨励賞および他学会等の受賞論文は除く。

3. 学術誌

日本消化器病学会雑誌または消化器関連学術雑誌(査読あり)に掲載または受理された論文(症例報告を含む)を選考対象とする。それ以外の学術誌に関しては選考委員会において検討し採否を決定する。英文、邦文は問わない。

4. 受賞通知

受賞者には 2 月の本支部例会前に通知するとともに、選考結果を本支部 HP に公開する。

5. 表彰式

毎年、2 月支部例会の評議員会にて執り行なう。支部長名で、賞状と副賞を授与する。副賞の額については支部幹事会で定める。

6. 学術奨励賞運営期間

本賞は、東北支部事業の活性化策として創設したものであり、応募状況を検討の上、随時本支部幹事会において見直すものとする。

7. その他

論文の末尾に、要旨を日本消化器病学会東北支部例会において発表したことが表記された論文が望ましい。